

当施設の令和6年6月からの介護職員等処遇改善加算における  
職場環境要因は次のとおりです。

○入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事務所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によりキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事業等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器などの介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の短縮
- ・高齢者の活用（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか。経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・5 S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・掃除・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

○やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

令和6年4月1日